

答申第107号

平成18年11月2日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成16年4月23日付神灘ま市税第10号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「固定資産課税台帳及び収納管理台帳」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

固定資産課税台帳及び収納管理台帳を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、特定会社の特定施設の「固定資産税評価額及び納税額」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、固定資産課税台帳及び収納管理台帳を文書特定（以下「本件公文書」という。）し、本件公文書を非公開とする決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件公文書の非公開決定を取り消し、公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を平成 16 年 4 月 16 日付の申立書、平成 16 年 6 月 30 日付の意見書及び平成 18 年 9 月 21 日の審査会の陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

特定会社の特定事業は、公共性の高い事業であり、市民の関心は高い。すべての情報公開をする必要がある。

当該法人に対して要求書を提出し、話し合いを持った。その席上特定施設の「固定資産税はいくらか」との質問に、あとで回答する、ということだった。その後、電話で「固定資産税は地方税法に基づいて納めている。詳細は公表できない。」と回答してきた。

当該法人が公表しないのであれば、行政に聞く以外に方法はない。ということで、市との話し合いの席上、質問すると、「答えられない。情報公開条例の利用を」ということだったので、仕方なく情報公開請求を行ったものである。

私たちが公表を求めているのは、実施機関がいう「固定資産課税台帳及び収納管理台帳」すべてではなく、その一部分の特定施設の固定資産税評価額と納税額である。情報公開請求内容を誇大に解釈し公開請求を拒否する態度は、納得しがたいものである。

当該法人は、特定施設の設備・土地を売却や賃貸する計画はなく「事業運営上の地位が損なわれる恐れ」は全く皆無と思われる。

特定施設の地方自治体への固定資産税額は、「法人の秘密に属する事項」に該当しないとされる。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 16 年 5 月 18 日付の非公開理由説明書、平成 18 年 5 月 22 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

申立人が請求する当該法人の特定施設の「固定資産税評価額及び納税額」に該当する公文書は、固定資産課税台帳及び収納管理台帳である。

固定資産課税台帳及び収納管理台帳の内容である固定資産評価額及び納税額等は、当該法人が内部限りの財務情報として管理する、いわゆる内部管理情報であって、このような情報が一般に公開されると、例えば資産の処分や賃貸借等の取引を行う際に有利な交渉を進められなくなるなど、当該法人の事業運営上の地位が損なわれる恐れがある。

以上のところから、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

なお、条例第 10 条第 2 号本文括弧書きで、「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」が記録されている公文書については公開しなければならないと規定しているが、本件の台帳に記載された情報は、「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」とは認められず、括弧書きには該当しない。

地方税法第 22 条でいう秘密とは、一般に個人又は法人の生活や活動に関する事実のうち、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいう。

台帳には、評価額等が記載されており、当該法人の財産状況や収納状況が明らかにされていることから、台帳の内容は、当該法人の秘密に属する事項に該当し、地方税法第 22 条により、一般に公開することはできない。

以上のところから、条例第 10 条第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件における争点について

本件の争点は、当該法人の特定施設の固定資産税評価額及び納税額についての非公開決定処分であり、以下検討する。

(2) 本件情報の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

本号は、営業の自由や結社の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を非公開とするものとしている。なお、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、括弧書きによって除外されている。

実施機関が特定した固定資産課税台帳には、土地及び家屋に係る評価額、固定資産税課税標準額、固定資産税相当税額等と、償却資産に係る取得価額、評価額、課税標準

額、賦課税額等が記載されている。

つぎに、固定資産税収納管理台帳には、市税収入に関する調定と収入の状況等が記載されている。

一般に、法人の資産保有状況に係る情報については、貸借対照表の公告など財務諸表等の範囲で公表されているところである。しかし、固定資産税評価額及び納税額は、法人が所有する個別具体的な土地等の評価価値に関する情報であって、通常公にされているものではなく、これらを公開すると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

申立人は、特定事業が公共性の高い事業であり、市民の関心は高いゆえ、すべての情報公開をする必要があると主張する。

条例第 10 条第 2 号括弧書きにおいて、人の生命、身体、又は健康を保護するため、公にすることが必要であるという特段の公益上の理由が認められる情報については、公開義務を負うことになる。

しかし、本件情報が条例第 10 条第 2 号括弧書きの規定でいう、人の生命、身体、又は健康を保護するために公開を要請されている情報であるとは認められず、また、当該事業に対する市民の関心が高いということでもって、市税に関する本件情報の公開・非公開が左右されるものでもない。

よって、本件公文書は条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、本件公文書を非公開と決定した理由として、条例第 10 条第 6 号に該当することもあげているが、この点については、上記のとおり条例第 10 条第 2 号アに該当すると判断した以上、当審査会としては判断しない。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 16 年 4 月 23 日	-	* 諮問書を受理
平成 16 年 5 月 18 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 16 年 6 月 8 日	第 169 回審査会	* 審議
平成 16 年 6 月 30 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 審議
平成 18 年 3 月 27 日	第 190 回審査会	* 審議
平成 18 年 5 月 22 日	第 193 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 18 年 8 月 23 日	第 197 回審査会	* 審議
平成 18 年 9 月 21 日	第 198 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 18 年 10 月 11 日	第 199 回審査会	* 審議